

**坂出市障がい者福祉計画
（中間見直し版）
および
第7期障がい福祉計画
概要版**



坂出市

計画策定の背景

本市では、法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、6年計画の「坂出市障がい者福祉計画」の中間見直しを行うとともに、令和5年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「第7期障がい福祉計画」を策定します。

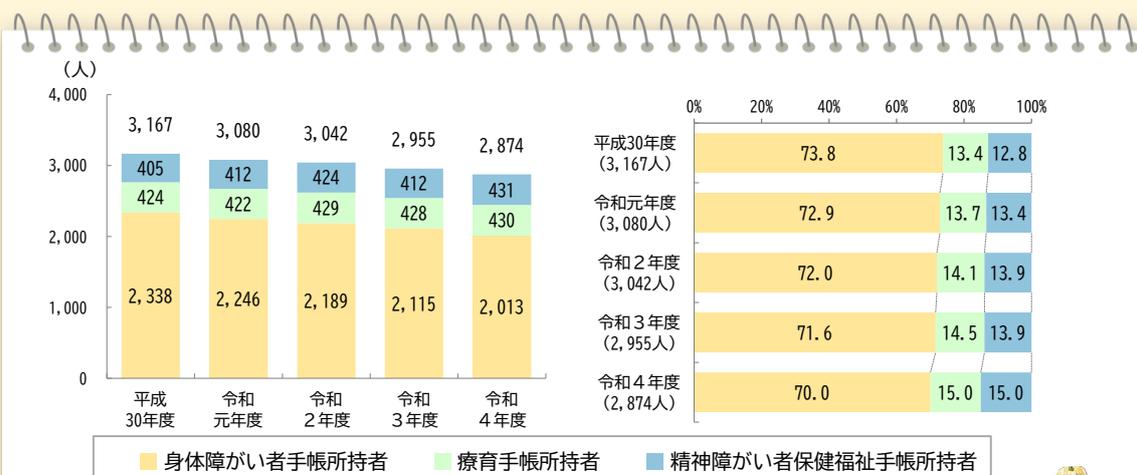
計画の期間

本計画は2つの計画を一体的に策定しており、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和3年度から令和8年度までの6年間としています。令和5年度は中間年にあたることから、その中間見直しを行います。

また、今回新たに策定する「第7期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者福祉計画	第3期計画 (平成27年度から6年間)			第4期計画 (令和5年度に中間見直し)					
障がい福祉計画 (障がい児福祉計画を含む)	第5期計画 (3年間) (第1期障がい児福祉計画を含む。)			第6期計画 (3年間) (第2期障がい児福祉計画を含む。)			第7期計画 (3年間) (第3期障がい児福祉計画を含む。)		

本市の障がい者手帳の所持者数



平成30年度から令和4年度の障がい者手帳所持者数の推移をみると、減少傾向にあります。また、手帳別の所持者割合は、身体障がい者手帳所持者が減少傾向にある一方で、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



基本理念

本市が全庁的に取り組んでいる「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置くとともに、誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境整備に一層取り組んでいきます。

**自分らしく 住み慣れた地域で
共に安心してすごせる健幸のまち さかいで**



基本目標

基本目標1 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～

日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

基本目標2 障がい特性等に応じた切れ目のない支援 ～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～

障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

基本目標3 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～

民生児童委員、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会等の福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し、活動を促すなどして、障がい者の生活を支え、自立を促すことにつながる取り組みを推進するとともに、市民の理解を深めながら、隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

基本目標4 社会的障壁の除去および合理的配慮の普及

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。また、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、より一層の啓発や理解促進に努めます。

施策の展開

基本理念、基本目標の実現のため、8つの施策の展開に努めていきます。(1、7、8はアンケート等で特に意見が多かったものであり、詳細に説明しています。)

1 理解と交流の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

- 市広報やホームページ等の各種広報媒体を通じ、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 障がいに関する正しい理解のため、関係機関等と連携しながら、市民への啓発活動を展開します。

(2) 交流・ふれあいの居場所づくり

- 市や関係団体が実施する各種イベント等へ多くの人が参加できるよう努め、障がい者と地域住民の交流が図られるよう推進します。
- 社会福祉施設等での交流活動に地域住民等が参加しやすいよう推進し、また、誰もが気軽に楽しむことができるふれあいの場を検討します。

(3) 互助の取り組みの推進

- 地域福祉の中核を担う民生児童委員の活動を支援します。
- 手話奉仕員養成研修の周知啓発、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流を支援します。
- 障がい者等による地域での自発的取り組みを支援します。

(4) 生涯学習（文化、スポーツ等）の振興

- 創作活動などを行う地域活動支援センターの適切な支給量の決定に努め、文化活動等の成果が発表できる場の確保にも努めます。
- 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

2 保健・医療の推進

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

(2) 保健・医療・介護・福祉の連携

(3) 精神保健福祉対策の推進

3 療育・教育の充実

(1) 早期療育体制の構築

(2) 特別支援教育の充実

(3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築

4 自立した生活支援の推進

(1) 障がい福祉サービス等の充実

(2) 障がい児支援の充実

(3) 地域生活移行・定着の促進

(4) 経済的な支援

5 雇用・就業支援の推進

(1) 障がい者雇用の促進

(2) 総合的な雇用・就業支援施策の推進

(3) 一般就労が困難な障がい者に対する支援

6 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住まいの場の確保

(2) 移動手段の充実

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

(4) 防災対策の推進

(5) 救急・交通安全対策の推進

7 情報提供・相談支援体制の充実

(1) 障がい特性に応じた情報提供の推進

- 障がい者等を含め、誰もが利用しやすいホームページ作りに努めます。
- 手話通訳者設置事業などの必要な支援を行い、聴覚障がい者等の自立および社会参加の促進を図ります。
- 障がい者に関わる施策やサービスについて、わかりやすい情報提供や窓口対応に努めます。
- 学校教育におけるICT機器の整備、学習ソフト等の活用、障がい者(児)の図書館等の利用への対応を充実します。

(2) 相談支援体制の整備

- 障がい者やその家族の相談体制の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な対応と課題解決に取り組みます。
- 地域自立支援協議会を中心に、相談支援事業の中から出てきた地域の課題解決に向けた協議を行います。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置の必要性などについて、地域自立支援協議会などで検討を進めます。
- 医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、関係者による協議を継続して行います。
- 重層部内連絡会議により、横断的に支援体制の充実を図ります。



8 差別の解消および権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進 と合理的配慮の 普及

- 障がい者を理由とする差別をなくすため、さまざまな情報の周知を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。
- 障害者差別解消法などの考え方を啓発するとともに、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に関して、すべての市職員が適切に対応するための必要な研修を行っていきます。
- 地域自立支援協議会で差別や虐待情報の共有を図り、事例分析検討会を行い適切な対応に努めます。
- 幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進し、総合的な学習の時間を利用した福祉体験などにより、障がい者（児）や障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」の理解を推進します。
- 小中学校への出前講座（坂出市障がい者等理解促進研修）を実施し幼少期からの理解啓発に努めます。

(2) 虐待の防止

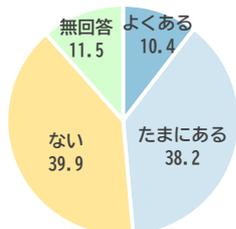
- 「坂出市障がい者虐待防止センター（ふくし課障がい福祉係）」を中心に、関係機関と連携して適切な対応を行います。
- 障がい者虐待防止のため、「坂出市障害者虐待防止対策協議会」等を定期的に開催します。
- 障害者虐待防止法の内容について、市民に周知・啓発を行います。

(3) 権利擁護の推進

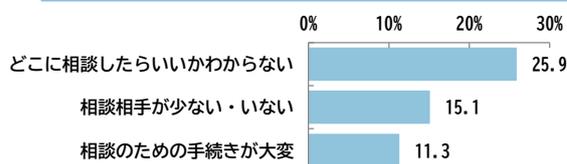
- 成年後見制度の利用が必要なかたが適切に利用できるようなするための支援を行います。
- 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度と関わりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。

アンケート調査結果より

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



相談したい時に困ることは何ですか。（複数回答上位項目抜粋）



次の法律や制度を知っていますか。



- 名称も内容も知っている
- 名称を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 名称も内容も知らない
- 無回答

障がいがあることで嫌な思いをした経験者は約半数を占めています。相談場所、相手、手続き等で困ることがあるとの回答がみられ、法律や制度に関する周知、啓発が必要です。



第7期障がい福祉計画の成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)
地域生活への移行者数	5人
施設入所者数の削減	4人

- 目標値の達成に向けて、住まいの場や日中活動の場など地域生活基盤の充実に努めるとともに、施設入所者や関係者の意見を聴き、情報収集する中で一人ひとりの状況に応じて地域生活への移行を支援します。

② 地域生活支援の充実

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	地域自立支援協議会 年1回

- 中讃東圏域の1市2町が共同して設置した地域生活支援拠点等(1か所)の充実に図るとともに、地域自立支援協議会において、年1回運用状況の評価・検証を行います。また、多様な就労場の創出、グループホームをはじめとする居住サービスの整備、医療との連携の強化などに向け、市内のさまざまな機関との連携をさらに推進します。

③ 福祉施設から一般就労への移行

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	7人
就労定着支援の利用者数	5人

- 就労移行支援、就労継続支援A型およびB型、就労定着支援の利用促進を図るとともに、本市の就労支援制度の活用や関係機関と連携して雇用・就労の推進に努めます。

④ 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標	令和8年度目標 (2026年度)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	地域自立支援協議会内で部会を設置し、引き続き協議
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2名

- 障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に取り組みます。
- 医療的ケア児支援の協議については、地域自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携・情報共有・協議を行います。また、医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターを令和3年度に1名増員し計2名配置しており、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう体制を維持します。

相談・支援窓口一覧

関係	所属	電話番号	内容
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
社会福祉 協議会	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉全般に関する相談
	坂出市成年後見センター	0877-46-5038	成年後見制度等に関する 相談
相談支援 事業者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談
	坂出市医師会在宅医療介護連携支援センター	0877-46-2602	主に在宅医療・介護連携に関する相談
国・県 (委託含む)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障害者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援 センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センター くばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター 「アルプスカガワ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーション センター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談

坂出市障がい者福祉計画（中間見直し版） および第7期障がい福祉計画 （概要版）

発行日：令和6年3月

発行者：坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5007

FAX：0877-45-7270

E-mail: fukusi@city.sakaide.lg.jp

